

「インフルエンザ回復届」

改正 令和6年1月
へいわだい保育園

学校保健安全法は出席停止期間を次のように定めています。

発症した後5日を経過し、かつ解熱後幼児は3日を経過するまでは登園できません。 ***インフルエンザ蔓延予防の為、兄弟児は家庭保育のご協力をお願いします**

(登園は、①本人の体調良好であり ②インフルエンザの方が解熱24時間後からお願いします)

出席停止期間早見表		発症後、最低5日間は登園不可							
例	発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
(例1) 発症後2日目に 解熱した場合			解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日以内 登園不可	登園可能		
	発熱	発熱	解熱	出席停止	出席停止	出席停止			
(例2) 発症後4日目に 解熱した場合					解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能
	発熱	発熱	発熱	発熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

解熱とは・・・

37.0度未満を示します。

解熱後72時間経過後、登園可能

解熱の基準		
	パターン1	パターン2
午前	36.5	37.1
午後	37.3	36.5
	↓ 発熱	↓ 解熱

クラス() 組) 園児名 () (インフルエンザ 型)

受診日 令和 年 月 日 () (医療機関で記入してもらう必要はありません)

体温 チェック表	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/
午前	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
午後	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
職員記入欄									

※解熱後3日間の体温の記入もお願い致します。

上記の通り、解熱し体調が回復しました。

年 月 日 保護者名

㊞